

5 ようご かいせつ 用語解説

(五十音順)

基本指針

●●●●●●●●●●

厚生労働大臣が障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき定めるもので、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針をいいます。

基本相談支援

●●●●●●●●●●

障害者等とその家族の方の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど様々な相談に応じます。

児童発達支援センター...

児童発達支援を行う児童福祉施設です。地域療育センターに通園部として併設されたものと単独のものがあります。

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

●●●●●●●●●●

児童発達支援、放課後等デイサービスを行う児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設です

市民後見人

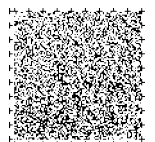
●●●●●●●●●●

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人です。

重症心身障害児者施設

●●●●●●●●●●

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者等が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設です。



しょうがいしゃ きかんそうだん しえん 障害者基幹相談支援センター

しょうがいしゃとうとそのかぞくかたちいきにおけるせいかつしえんをふくしサービスのり
用やかくしゆせいでかつようかんさまざまそうだんおうみちかそうだんまどぐち
て、かくくに1か所設置されています。また、ちいきにおけるそうだんしえんたいせいじゅうじつ
はかめるため、くやくしよほけんとうれんけいじりつしえんれんらくきょうぎかいをうん
えい営しています。

しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいしゃそうごうしえんほうこべつきゅうふじりつしえんきゅうふかかしよ
サービスについて使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援
護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、
じりつくんれんしゅうろういこうしえんしゅうろうけいそくしえんおよきょうどうせいかつえんじょ
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をさします。

しんたいしょうがいしゃじりつせいかつたいけんじぎょう 身体障害者自立生活体験事業

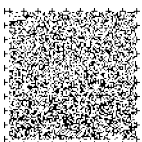
しせつまたざいたくせいかつしんたいしょうがいしゃたいつうじょうせいかつばしよいちじてきはな
施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離
れ、しこうてきどくりよくじかつきかいおよばしよていきょう
自立生活に向けた意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行
をそくしん促進するものです。

せいねんこうけん 成年後見あんしんセンター

へいせいねん10がつせいねんこうけんせいどかんせんちんきかんせつち
平成22年10月に成年後見制度に関する専門機関として設置したもので、センタ
ー職員や弁護士・司法書士が制度に関する相談に対応するほか、市民後見人の養
成などを行います。

そうだんしえんじぎょうほじよせいど 相談支援事業補助制度

いっばんそうだんしえんじぎょうとくていそうだんしえんじぎょうおよしょうがいじそうだんしえんじぎょうじっし
一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施する事
業所を運営する法人に対して、事業に従事する職員の人件費等に係る補助を
おこなうことにより、じぎょうしよあんていてきうんえいかくほしょうがいしゃおよしょうがいじ
えんえんネットワークの構築を図るものです。



ち いきせいかつ し えん し ぎょう 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に、柔軟に事業を実施できるよう、障害者総合支援法において、都道府県及び市町村が行うものと定められた事業です。このうち、必須事業については、移動支援事業や意思疎通支援事業など、障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置付けられています。

ち いきせいかつ し えん そく しん し ぎょう 地域生活支援促進事業

地域生活支援事業のうち、国として促進すべき事業として位置付けられ、都道府県及び市町村が行うものと定められた事業です。このうち、市町村地域生活支援促進事業については、発達障害児者地域生活支援モデル事業や障害児虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業が位置付けられています。

ち いきりょういく 地域療育センター

診療所と児童発達支援センターを一体的に運営する施設で、主に就学前の児童を対象に、障害に関する相談、指導、診断、検査、判定、医療の提供及び療育訓練を行います。市内に4か所の他、中央療育センターが1か所あります。中央療育センターでは、愛護手帳の判定や学齢児の診察等も行っています。

ち てきしょうがいしや ち いきせいかつ い こうくねん し ぎょう 知的障害者地域生活移行訓練事業

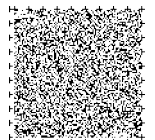
知的障害者を主に受け入れている障害者支援施設の入所者が、地域における自立した生活を目指して、施設を退所し、グループホームを利用する一方で、再度施設入所となる場合に備え、施設の受入れ態勢を確保しておくことにより、円滑な地域生活移行の促進を図るものです。

とうごう ほいく 統合保育スーパーバイザー

障害のある子とない子が共に育ちあう統合保育の考え方にに基づき、障害児が利用している保育所等を巡回して、保育者や保護者に助言・指導を行う専門家です。障害児の保育に必要な専門的知識と経験を有する者を委嘱しています。

な ご や し き ほんこうそう 名古屋市基本構想

21世紀を展望した市政の指導理念です。昭和52年12月に市議会の議決を経て策定しました。



名古屋市障害者基本計画（第3次）

「障害者基本法」に基づき、市町村障害者計画として位置づけ、「名古屋市障害者基本計画」（平成16～25年度）の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、平成23年度の障害者基本法の改正をはじめとする障害者を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、本市の障害者施策の総合的で体系的な推進を図るために、平成26年3月に策定しました。計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間です。

名古屋市総合計画2018

名古屋市基本構想の下、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応し、市民ニーズに添えていくため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化するものです。計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間です。

パブリックコメント

市民の方々の市政への参画を進め、市民とパートナーシップによる市政を推進することを目的に、本市が計画を策定する場合等に、あらかじめ、本市の原案に対する市民の皆様のご意見をお聞きするものです。

ピアサポート

同じような立場の人（ピア）によるサポート。障害者等やその家族が、同じ経験をしている障害者等やその家族を支援するものです。

福祉人材育成支援助成事業

従業者の事業所外研修等への派遣や資格取得支援など、事業所が行う人材育成や職員定着に資する事業の経費を一部助成します。

法人後見

NPO法人等の法人が成年後見人として後見活動を行うもので、長期間の継続支援やチームによる複合的な問題の対応ができる等の利点があります。

NPO

NPO（Non Profit Organizationの略）とは、様々な社会貢献活動（事業も含む）を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

